

公益財団法人北海道対がん協会「北海道がん対策基金設置規程」

(目 的)

第1条 公益財団法人北海道対がん協会（以下「協会」という）は、北海道がん対策推進条例及び北海道がん対策推進計画における施策の推進に寄与するため、北海道がん対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(趣 旨)

第2条 基金に関しては、法令、公益財団法人北海道対がん協会定款及び協会の諸規定に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事 業)

第3条 がん対策に関連した次の事業に対し助成を行う。

- (1) がん検診の受診促進に関する事業
- (2) がん教育に関する事業
- (3) がん患者・家族に対する相談・支援に関する事業
- (4) がんの情報提供に関する事業
- (5) その他基金の設置目的を達成するために必要な事業

2 事業の執行に必要な事項は、会長が別に定める。

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運 営)

第5条 基金は、前年度に積み立てた原資の額に応じて事業を実施する「取崩型」による運営とする。

2 運用により発生した運用益については、基金の原資に充当することとする。

(基金運営審議機関)

第6条 基金の事業を適正に行うため、基金運営の審議機関を置く。

2 審議機関に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経 理)

第7条 基金の管理及び運営に関する経費は、公益目的事業会計をもって経理する。

(事務局)

第8条 基金の事務処理等を行うため、経営管理部企画課に事務局を置く。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金の管理その他この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年12月22日から施行する。